

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 3年 6月 29日

島根県知事 殿



提出者

住 所 島根県出雲市斐川町上直江2308番地

氏 名 株式会社 出雲村田製作所

代表取締役社長 益田 喬

電話番号 0853-72-3330

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 出雲村田製作所
事業場の所在地	出雲市斐川町上直江2308番地
計画期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	電機機械器具製造業
②事業の規模	非開示
③従業員数	4,865人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排 出 量	別紙のとおり	
	(これまでに実施した取組)		
別紙のとおり			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排 出 量	別紙のとおり	t
	(今後実施する予定の取組)		
別紙のとおり			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙のとおり
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙のとおり

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	別紙のとおり	t
	(これまでに実施した取組) 別紙のとおり		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙のとおり		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	—	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	—	t
	(これまでに実施した取組) 実施例なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	—	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	—	t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和 2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	—	t
	(これまでに実施した取組) 実施例なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	—	t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和 2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全 処 理 委 託 量	別紙のとおり	t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	別紙のとおり	t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	別紙のとおり	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	別紙のとおり	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	別紙のとおり	t
	(これまでに実施した取組) 別紙のとおり		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全 処 理 委 託 量	別紙のとおり	19,098 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり	18,047 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり	1,051 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
	別紙のとおり		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画

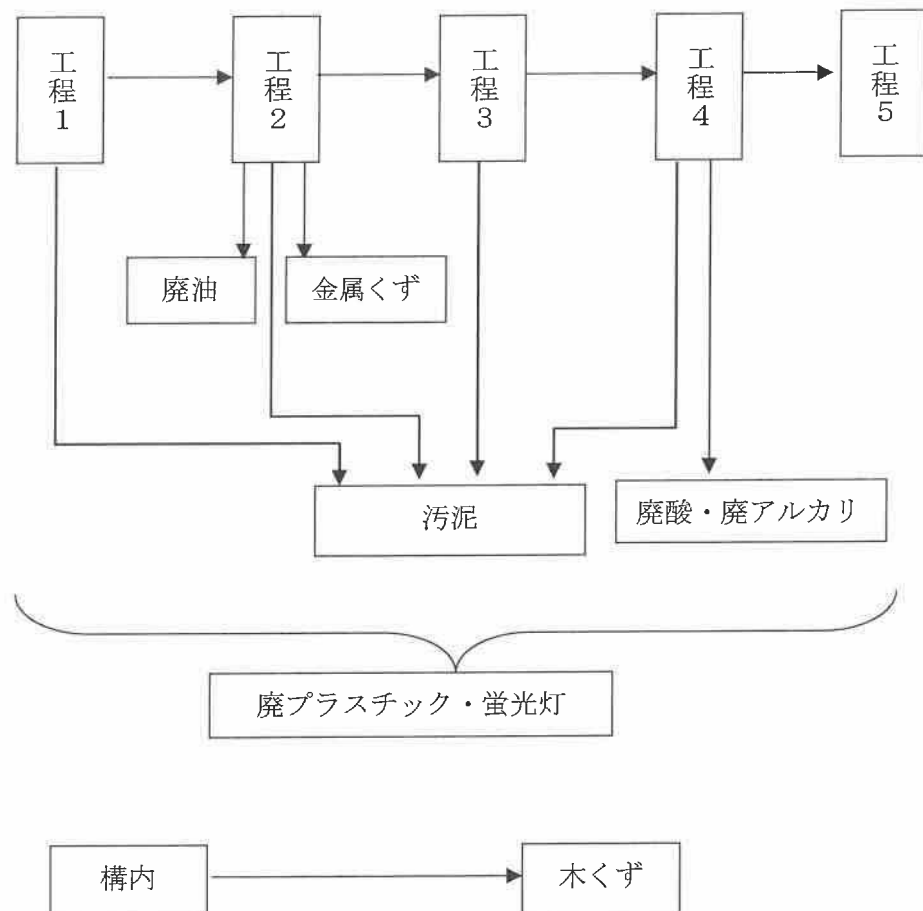
(産業廃棄物)

令和 3 年 6 月

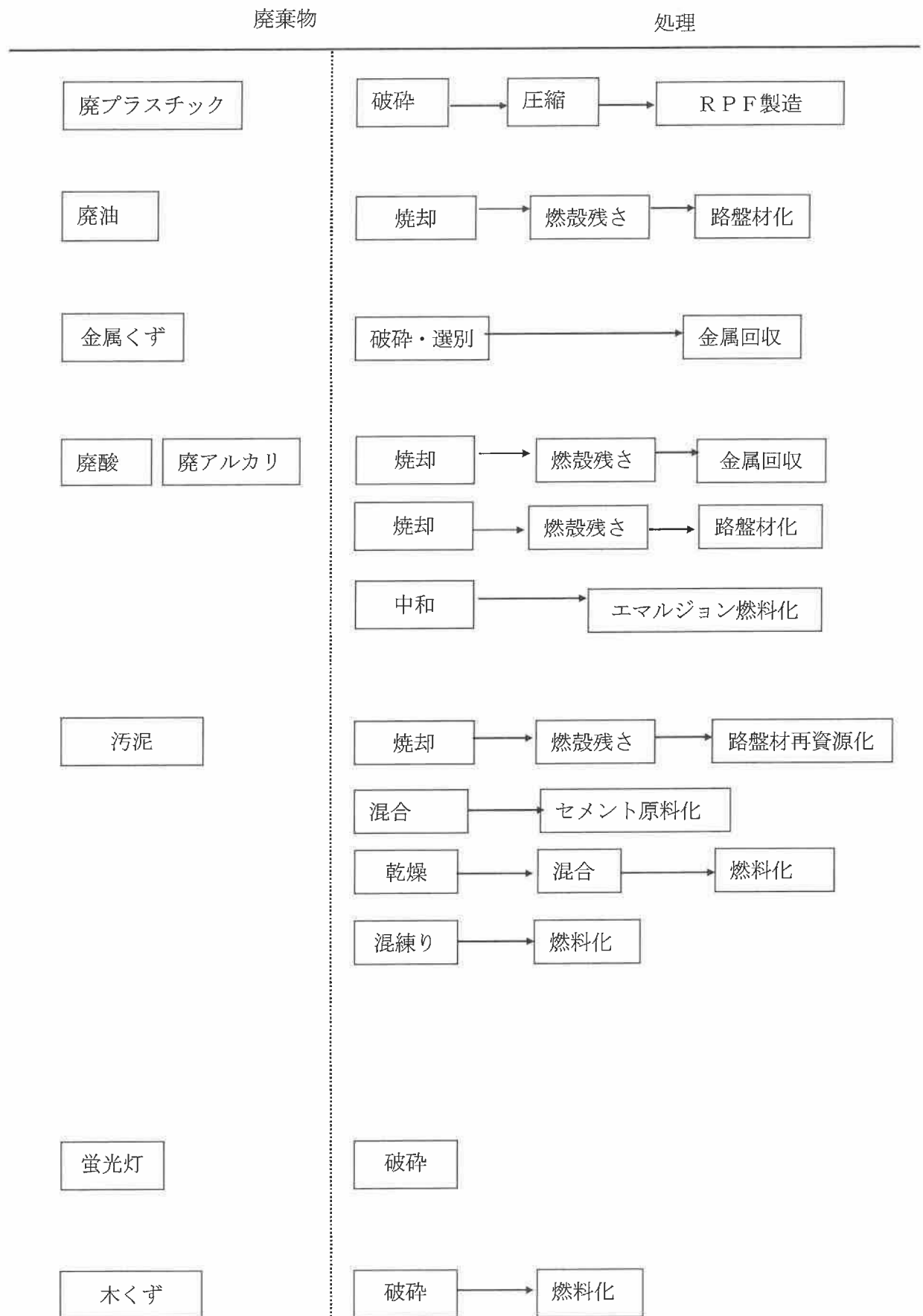
株式会社出雲村田製作所

1. 産業廃棄物の一連の処理の工程

(1) 積層セラミックコンデンサの製造フロー

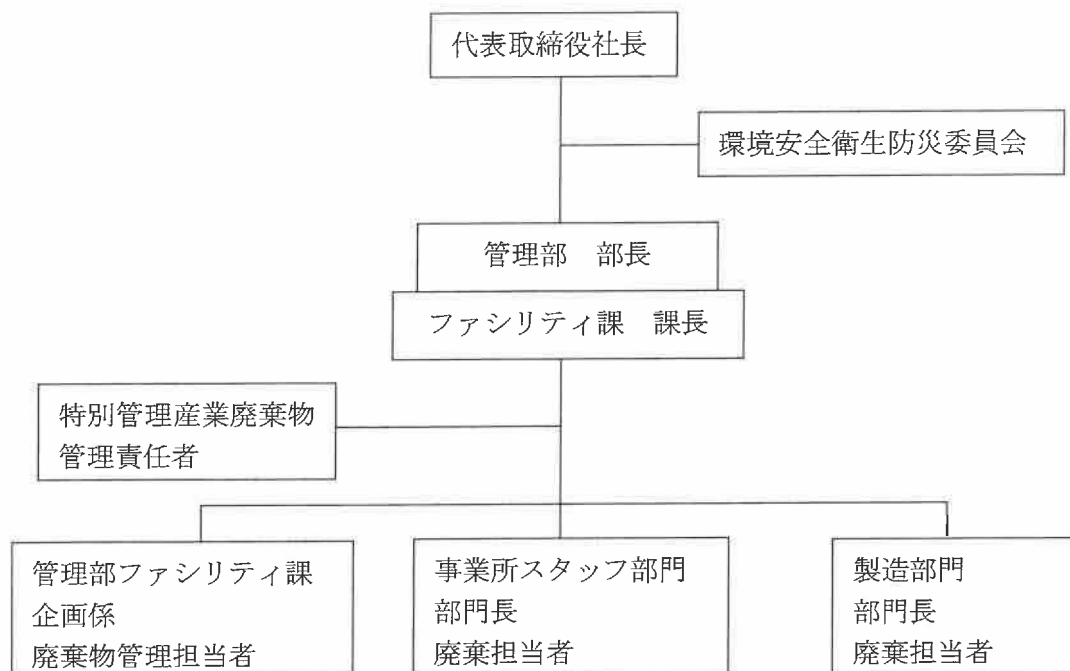


(2) 産業廃棄物の処理フロー



2. 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 管理体制図



(2) 責任者及び役割

責任者	役 割
代表取締役社長	①廃棄物処理方針の決定。 ②廃棄物処理に関わる規定類の制定、改廃の承認。 ③法令が定める責任者（特別管理産業廃棄物管理責任者など）を任命。 ④廃棄物に関する契約、届出、報告等の承認。
管理部 部長	①廃棄物処理方針の確認 ②廃棄物処理に関わる規定類の制定、改廃の確認。 ③法令が定める責任者（特別管理産業廃棄物管理責任者など）の人選の確認。 ④廃棄物に関する契約、届出・報告等の確認。 ⑤廃棄物処理に関する事項の関連部門への指導 ⑥廃棄物処理に関する事項の事業所長の補佐
ファシリティ課 課長	①廃棄物処理方針の起案 ②廃棄物処理に関わる規定類の制定、改廃の起案。 ③法令が定める責任者（特別管理産業廃棄物管理責任者など）の人選、環境管理責任者及び事業所長への推選。 ④廃棄物に関する監督官庁への届出書・報告書の立案、届出・報告。 ⑤廃棄物の処理及び売却契約の締結の立案。 ⑥廃棄物管理に関する環境管理責任者の補佐。 ⑦従業員に対する教育、啓発

3. 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

産業廃棄物の種類	令和2年度実績排出量	目標排出量	これまでに実施した取組	今後実施する予定の取組み
汚泥	2,268 t	2,335 t	・副資材の有価売却 ・半製品ロスの有価売却	・副資材の有価売却拡大 ・半製品ロスの有価売却拡大
廃油	330 t	355 t		
廃酸	671 t	719 t	・廃酸濃縮装置の導入拡大 ・廃酸濃縮装置の濃縮率見直し ・高倍率濃縮装置の導入	・高濃縮装置の普及 ・廃酸濃縮装置の濃縮倍率見直し、装置改造 ・廃液有価売却化
廃プラスチック	11,585 t	12,566 t	・フィルム屑の有価売却 ・調達資材緩衝材の再使用	・フィルム屑有価売却化 ・フィルム屑の回収、原料再生して再使用
金属くず	656 t	737 t	・廃商製品の削減	・廃商製品の削減 ・金属分別による有価物化
木くず	13 t	35 t	—	・再利用可能な木製パレットの継続使用
廃アルカリ	2,098 t	2,280 t	・廃酸濃縮装置の濃縮率見直し	・高濃縮装置の普及 ・廃酸濃縮装置の濃縮倍率見直し、装置改造
蛍光灯	1 t	1 t	・LED への変更	・LED への変更拡大
ガラスくず	67 t	70 t	—	—
計	17,689 t	19,098 t		

4. 産業廃棄物の分別に関する事項

現状	・廃プラスチックの種類別分別 ・廃プラスチックと付着汚泥の分別 ・金属含有汚泥の含有率別分別 ・メッキ工程排出水の濃度別分別 ・粉体の種類別での分別回収 ・工程毎に発生したものをそれぞれ分別保管する。
計画	・同上施策の拡大

5. 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

産業廃棄物の種類	令和2年度実績再生量	目標再生量	これまでに実施した取組	今後実施する予定の取組み
廃プラスチック	—	36 t	フィルム屑に付着した成分を除去し原料再生	社内グループでの剥離作業を展開し、原料再生後に自社での再生品使用

6. 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

(1) 令和2年度実績

産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃プラスチック	金属くず	木くず	計
全処理委託量	2,268 t	330 t	671 t	11,585 t	656 t	13 t	15,523 t
優良認定処理業者への処理委託量	955 t	330 t	671 t	11,585 t	656 t	13 t	14,210 t
再生利用業者への処理委託量	2,268 t	330 t	671 t	11,585 t	656 t	13 t	15,523 t
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
これまでに実施した取り組み	・工程排水処理時の処理方法改良	・揮発油処理委託先の複数化	・廃酸処理委託先の複数化	・フィルム層の剥離業務、有価物化			
	・優良認定処理業者への全量委託 (埋立ゼロの継続)						

産業廃棄物の種類	廃アルカリ	蛍光灯	ガラスくず	---	---	計
全処理委託量	2,098 t	1 t	67 t	0 t	0 t	2,166 t
優良認定処理業者への処理委託量	2,098 t	0 t	67 t	0 t	0 t	2,165 t
再生利用業者への処理委託量	2,098 t	1 t	67 t	0 t	0 t	2,166 t
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
これまでに実施した取り組み	・廃アルカリ処理委託先の複数化					
	・優良認定処理業者への全量委託 (埋立ゼロの継続)					

(2) 目標

産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃プラスチック	金属くず	木くず	計
全処理委託量	2,335 t	355 t	719 t	12,566 t	737 t	35 t	16,747 t
優良認定処理業者への処理委託量	1,284 t	355 t	719 t	12,566 t	737 t	35 t	15,696 t
再生利用業者への処理委託量	1,051 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	1,051 t
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
今後実施する予定の取組み	・優良認定処理業者への全量委託 (埋立ゼロの継続)						

産業廃棄物の種類	廃アルカリ	蛍光灯	ガラスくず	—	—	—	計
全処理委託量	2,280 t	1 t	70 t	0 t	0 t	0 t	2,351 t
優良認定処理業者への処理委託量	2,280 t	1 t	70 t	0 t	0 t	0 t	2,351 t
再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
今後実施する予定の取組み	・優良認定処理業者への全量委託 (埋立ゼロの継続)						